

「LEC 宮本のはなまる道場（数字暗記社会保険）」テキストから
第44回本試験【選択式】社一般の出題が **論点的中** しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

宮本のはなまる道場（数字暗記社保） p.36 (RL12455)

★帳簿の備付け及び保存（法19条2項）

開業社会保険労務士は、帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から2年間保存しなければならない。開業社会保険労務士でなくなったときも、同様とする。

④ 保険料の時効と同じ。

本試験出題はこうでした！

選択式〔問5〕 社会保険一般常識の2

2 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額等厚生労働大臣が定める事項を記載し、関係書類とともに帳簿閉鎖の時から **D ② 2年間** 保存しなければならない。

的中!